

～中小企業主のテレワーク導入を支援します！～

令和4(2022)年度とちぎテレワーク環境整備導入支援補助金

1 交付の対象者

県内に事業所を有する中小企業主のうち、次のすべてを満たすことが必要です。

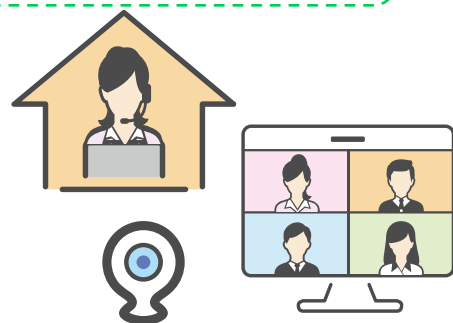
- (1) 令和3(2021)年4月1日以降に、人材確保等支援助成金(テレワークコース)機器等導入助成(以下「国助成金」という。)の支給決定を受けていること

とちぎテレワーク環境整備導入支援補助金は、栃木県の中小企業事業主が国助成金の支給決定を受けた場合に、県が補助金を上乘せするものです。申請には国助成金の支給決定を受けている必要があります。(裏面参照)

- (2) 県税を滞納していないこと

2 交付の対象となる経費

国助成金の対象となる経費で、**県内事業所**において実施した事業に係るもの



3 補助金額

対象事業費に**6分の1**を乗じて得た額又は**50万円**のいずれか低い方の額を交付します。

4 国助成金と県補助金

所管	厚生労働省	栃木県
補助金等名称	人材確保等支援助成金(テレワークコース)機器等導入助成	とちぎテレワーク環境整備導入支援補助金
対象の取組	就業規則等の作成・変更、外部専門家によるコンサルティング、テレワーク用通信機器の導入・運用、労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修等	同左
対象経費	就業規則等作成・変更費、謝金、旅費、機器等購入費・設置費・設定費・保守費、サテライトオフィス利用料、資料作成費・印刷費、会場借料、テレワーク用サービス利用料等	同左(ただし、栃木県内の事業所において実施した事業に係るもの)
補助額	・補助率 3/10 ・上限額 100万円/1企業 又は 20万円×対象労働者数	・補助率 1/6 ・上限額 50万円/1企業
申請期限	-	令和5(2023)年3月15日(水)

国助成金の詳細は「栃木労働局」にお問い合わせください。(裏面参照)

5 申請等の流れ

とちぎテレワーク環境整備導入支援補助金は、栃木県の中小企業事業主が厚生労働省の「人材確保等支援助成金（テレワークコース）の機器等導入助成」の支給決定を受けた場合に、県が補助金を上乗せするものです。

国助成金については、窓口である「栃木労働局」にお問い合わせください。

TEL 028-633-2795

https://jsite.mhlw.go.jp/tochigi-roudoukyoku/newpage_00367.html



国に助成金の申請書を提出～国から支給決定通知書（機器等導入助成）を受取

県に補助金の交付申請書を提出

県から交付決定（額の確定）通知を受取

県に補助金の交付請求書を提出

県から補助金が交付

(1)申請書類等

申請書類等は県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/tochigitelworkhojokin.html>

(2)申請書提出期限 令和5（2023）年3月15日（水）

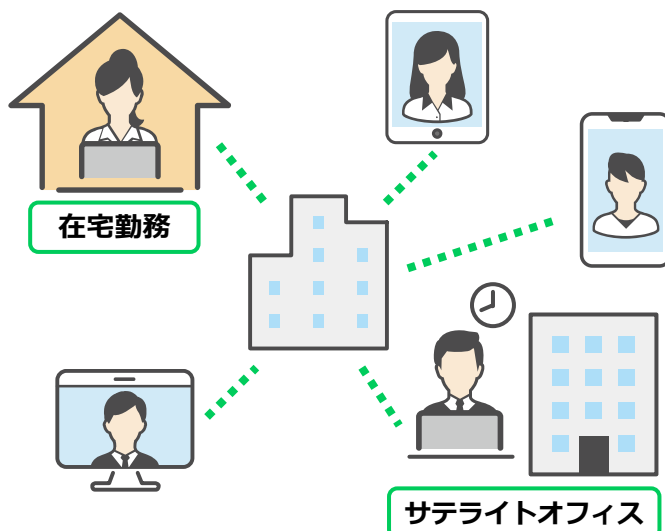
（ただし、予算額に達した場合には、3月15日以前に受付を締め切る場合があります。）

(3)申請書提出先 【直接持参、郵送又はメール】

栃木県 産業労働観光部 労働政策課 労働経済・福祉担当

〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20 （県庁舎本館 6階北側）

E-mail : rousei@pref.tochigi.lg.jp



《テレワーク導入の効果》

☑BCP(事業継続)対応

感染症・自然災害などの緊急事態にも事業を継続！

☑生産性向上

電子化等により業務効率がアップ！
移動時間等が削減！

☑人材確保

柔軟な働き方により育児や介護をしながら勤務継続可能！
ワーク・ライフ・バランスの実現！

問い合わせ先

栃木県 産業労働観光部 労働政策課 労働経済・福祉担当

TEL : 028-623-3217 FAX : 028-623-3225 E-mail : rousei@pref.tochigi.lg.jp